

令和元年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年 5 月 2 4 日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年5月24日(金) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
<del>4番 井口 英昭</del>	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
<del>7番 齊藤 庄一</del>	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(2名)

4番 井口 英昭	7番 齊藤 庄一
----------	----------

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第26号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第27号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 任	出口 大悟

主 査 井上 幸代

○閉会

午後 3 時 3 5 分

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年第5回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長

(堺澤 豊君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

大変御苦労さまです。

急に暑くなったんで体がついていけないというような状態です。

4月の委員会の後、議会のほうで小原委員さんが副議長ということで指名をされましたので、おめでとうございませう。また、よろしく願いをいたします。

今、きょうは極端に暑いんですが、4月の28日と5月の8日の日、遅霜でかなり被害が出ております。駒ヶ根だけじゃなくて、県下一円に出ておるわけですが、それぞれの作物で被害に遭われた皆さんにお見舞いを心から申し上げたいなというふうに思うんですが、特に、上伊那だけじゃなくて、南信州、それから松本、それから上小、北信のほうも、特に作物の中ではアスパラガス、それから果樹の関係の被害がかなり出ております。金額的には、いわゆる被害の届けがあっただけでありますと、4月の28日の日が6,400万円くらい、それから5月の8日の日が5,300万円くらいっていうふうに金額が出ておるんですが、ただ、それは評価の金額ですんで、実態からすると、かなりもっと被害が大きかったと、そんなふうに思っております。そんなことで、きょうは、実は、JAの総代会があつて行つておつたんですが、やはりこうした被害に対して、果樹関係は特に「なつてみないとわかんねえよ。」という部分があるんで、さらに被害が大きくなる可能性も十分あるんで、そんな点で心配をするところがあります。

さて、今、貿易関係、米中の貿易でかなり摩擦があつて騒がせているんですが、あすからトランプ大統領が日本に来て日米の貿易交渉をやるんですが、特に農業分野の市場開放をかなり求められてくるんじゃないかなと、そんな点ではかなり厳しい状況にもなり得る状況もあります。11月、12月か、TPP11が発表されて、それから2月に欧州との連携協定が発効されて、現実には、欧州なんかはワインの関税が随分なくなつたんで、まちの中でもかなりワインが随分安く売られるようになって、それから肉の関係、特に牛肉やなんかも、いわゆる市場流通されていく中から見ると3倍くらい増えてきているというような中で、やっぱり日本の農産物市場が、やっぱりじわじわと押されていくのかなと、これからどうなっていくのかなっていう、そんな思いがするし、注視をしていかなきゃいけないのかなと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、本当、この天候で田を植えた皆さんたちも非常に活着がよくて、生育が今んところいいのかなって思うんですが、気候変動の中で何が起こるかわかんないんで、気をつけなきゃいけないという、そんな思いをしております。

きょうは、それぞれ総代会の後で欠席をされている皆さんもいますけれども、審議のほうをよろしく願います。

簡単ですけども、一言あいさつにさせていただきます。

よろしく願います。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 23 番 大沼委員、願います。

23 番 (大沼 昌弘君)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

皆さんは農業委員、最適化推進委員になったわけでありましてけれども、一粒万倍の日っていうのは御存じだろうと思います。本当に暦を見て、そして農業は一つ一つ進まれていくわけでありまして。その中で、農地を資本として、自分たちが営んでおる実態があるわけでありましてけれども、その中で、これから集落営農はたくさんのお荷物を抱えていくわけでありまして。先だっけの農業新聞を見るとわかるわけでありましてけれども、土地を抱えた集落営農は、今本当に窮苦の中に達しているということで、生産はいいけれども、売り上げは全く伸びていない、こういうふうになってきております。これは、誰がどういうふうによればいいかって、それは、むしろしっかりとした姿勢を持ってやらないといけんなど、私は農業法人をつくってわかるわけだけでも、まずは、この地域の中で自分たちが生き延びていくためには、家族が円満でなくてはいかん、そして、その中で話し合いを求めながら着実に進行していくといいかなっていう、そんな思いをしています。よろしく願います。

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより令和元年 5 月 1 日付、告示第 2 号をもって招集した令和元年第 5 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

4 番 井口英昭委員、7 番 齋藤庄一委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において6番 小原茂幸委員、8番 村上英登委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)

そうしましたら、議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の南2筆171㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、申請人は、現在自営業を営んでいるが、来客時に既存の駐車場では不足するため、来客の際に自家用車を移動し駐車するため使用したというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)

地元農業委員さんの補足説明をお願いします。

11番 (堀 敏君)

5月の9日に現地確認を行いました。現地は、[REDACTED]のグラウンドの南東方向にございまして、この地図を見てくださいとおわかりのように、東西方向に住宅がありまして、非常に狭い農地という形になっておりました。現在は家庭菜園で細々と作物をつくっておられるということでもあります。

所有者さんの[REDACTED]さんは、実は、ことしから[REDACTED]の区長ということをやらしくて、そういうときに来客もあると、ついでには駐車場がなくて困るということで、この用地を駐車場として利用したいと、こういう申請でございます。

特に狭いようなところで細々やっている農地でもありますので、農地転用につきましては特に問題がないだろうというふうに判断をいたします。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 23 号について原案どおり可決することに御異議ござい  
ませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による  
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)  
そうしましたら、議案書の 3 ページをお開きください。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい  
ただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目ですが、場所につきましては 4 ページの左側をごらんください。  
5-1 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの北西 1 筆 387 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、譲受人は、現在自営業を営んでいるが、自社の作業員  
の駐車スペースが不足しており、当地を駐車場として利用するため当地を取得  
したい、譲渡人は、将来の生活資金として売却することを考えたため譲受人の  
要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としまし  
ては 2 種、消極的 2 種となります。

不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 4 ページ右側をごらんく  
ださい。

5-2 で表示した場所になります。

町1区、[REDACTED]の北東1筆297㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、現在借家住まいであるため住宅を建築したいと考え、当地を取得したい、譲渡人は、体調が悪く耕作ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

1 2 番 (西村 功君)

それでは、No.1の案件ですが、一応その備考欄に書いてありますように作業員の駐車スペースという土地利用ということですので、そのとおりに利用されれば問題ないということでもあります。

ただ、事業現場といいますか、作業員が作業する場所が少し離れていますので、そこら辺、十分事務局のほうへ実態、土地利用の計画を説明するようというところで提出業者にはお願いしてございます。その後、事務局のほうからも私のほうで出口さんのほうに報告のあった内容を確認しましたら、こういう土地利用で考えているということで計画が出されているということでもありますので、転用目的どおりの土地利用あれば問題ないという判断をしております。

よろしくをお願いします。

2 番 (赤羽 明人君)

2番は[REDACTED]のところですけど、[REDACTED]の線路を挟んだ東側のところですよ。先月も、この隣に申請が出ましたんですけども、区画整理ができておまして、これからどンドンと住宅が建設されるんじゃないかなあと思っています。

4月の26日の日の確認しております。特に異常はないかなあと思っています。問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと事務局に確認をします。

1番の案件について、さっき許可の基準として集落接続っていう説明があったんですけど、資料は非代替性になっているけれども、これはどういうことですか。



主任 (出口 大悟君)  
申しわけありません。当初、非代替性で見ていたんですけれども、県の担当者で確認する中で、位置的な代替性を今回認めるのは難しいのではないかと、というのは、今回の駐車場と実際の作業場が 1km 以上離れているため、非代替性ではちょっと見るのが難しい、ただ、非代替性で見られない場合に、2 種農地の場合には 1 種農地の不許可の例外が適用できるということで、今回は、集落接続、申請者の ████████ さんがこの集落に住んでいる中に駐車場を設置することで集落接続が該当するのではないかとという県の担当者からの意見がありましたので、今回は集落接続とさせていただきます。ですので、資料の非代替性につきましては集落接続に訂正をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 24 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)  
それでは、議案書 5 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
まず公告年月日でございますが、令和元年 6 月 1 日付の公告でございます。  
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 571 m<sup>2</sup>、合計で 571 m<sup>2</sup>、貸し手が 2、借り手が 2 でございます。  
(2) (3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、6 ページに個別の詳細が載っております。  
始期につきましては令和元年 6 月 1 日からとなっております。  
以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 25 号について原案どおり可決することに御異議ございませ  
せんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定  
について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは、議案書 7 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提  
案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表をごらんください。  
まずは公告年月日でございますが、令和元年の 6 月 1 日。  
期間の終期でございますが、契約期間は 10 年で、田んぼが 4,500 m<sup>2</sup>、合計  
も 4,500 m<sup>2</sup>でございます。  
貸し手が 2 で、借り手は農業開発公社のため 1 となります。  
8 ページが利用権設定する 3 筆の明細となっております。  
2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 5 筆を貸し付けることにな  
ります。  
権利の種類につきましては、それぞれ御確認ください。  
以上について御審議をお願いし、審査、決議の対象ではございませんが、長  
野県農業開発公社が権利設定後、9 ページにある利用配分計画にある担い手へ  
記載の内容で貸し付ける予定でございます。御確認をお願いいたします。  
以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——よろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

次に、

議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは、議案書 10 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、5 月 13 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まずは公告年月日でございますが、令和元年 6 月 1 日付で、田んぼが 7,351 m<sup>2</sup>、畑が 2,286 m<sup>2</sup>で、合計が 9,637 m<sup>2</sup>でございます。

売り手が 2、買い手が 2 でございます。

11 ページの所有権移転一覧表をごらんください。

まず 1 番でございますが、長野県農業開発公社から [ ] が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ令和元年の 6 月 17 日ということで、対価につきましては [ ] 円でございます。

取得後の利用目的につきましては畑の予定でございます。

売買の対象地につきましては、12 ページをごらんいただきまして、27-1 で表示した場所になります。 [ ] の南東になります。

続きまして 11 ページにお戻りください。

2 番でございますが、下平の [ ] さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ令和元年 6 月 20 日ということで、対価につきましては [ ] 円でございます。

取得後の利用目的につきましては水田の予定でございます。

売買対象地につきましては、12 ページになります。27-2 で表示した場所になります。一心館の北東になります。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

あっせん審査会が開かれておりますので、農地あっせん審査会長の土屋澄一委員より補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

まず1番目の件でございますけれども、先月から進行して、本年6月17日に売り渡しということで決定しております。

それで、この会には宮澤委員さん、それから堀委員さんがお見えになりまして、一緒に検討いたしました。

それから、2番目の案件でございますけれども、これは、9時半に現地集合で、小松委員さん、それから■■■■さん、御一緒に現地確認をしまして、それから、こちらへ来て事務手続をしまして、6月20日に公社のほうへ売り渡しということで決定をしております。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

1番について堀委員さん。

11番 (堀 敏君)

今、土屋さんのほうから御報告がありましたとおりですけれども、流れとしますと、ことしの2月の6日に■■■■の現地を委員7名で現地確認いたしました。その後、こちらへ戻りまして農地あっせん審査会を行いました。それからおおよそ3ヶ月たちまして、ことしの5月13日に再度、今度は開発公社が所有している農地を■■■■が買い取るというあっせん審査会を開催いたしました。

いきさつにつきましては、大分前に御説明したと思うんですけど、農事組合法人■■■■、基本的には農地所有者との土地のやり取りは貸借、借りて耕作をするというのが基本であります。ただし、今回の農地所有者の方から■■■■をつくりたいという突拍子もないというか、話があって、この農地は非常にとすると利用価値が非常に高い農地でありまして、ここへ、とても■■■■をつくってもらうわけにはいかんということで、基本的には貸借であります。今回については■■■■が買い取るというような形で話がまとまりました。以上が経緯となります。

会 長 (堺澤 豊君)

2番について。

- 17番 (小松 由喜一君)  
今回、          さんのほうから開発公社のほうへ売り渡されましたけれども、公社のほうから今度買われる方が既にもう耕作をしておりますので、特に問題ないと思います。
- 会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 27 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和元年第 5 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。  
御苦労さまでした。  
午後 3 時 3 5 分 閉会